

児童虐待の根絶に向けて

特定非営利活動法人
政策形成推進会議

先月、千葉県野田市でまた痛ましい児童虐待事件が発生した。わが子を死に追いやる酷い仕打ちをする親がどうして後を絶たないのか。悲惨な事件が繰り返される日本の現状に、心が塞がれる思いがする。

これまでも同様の事件が発生する都度、政府や自治体も対応策を講じてきたはずだ。しかし、一向に児童虐待がなくなる気配はなく、むしろここ数年発生件数が急増していることは深刻である。

今回のような事件が発生すると、児童相談所や学校の対応のまずさが追及されるが、なぜ同じことが繰り返されるのか、根本にある原因を取り除かなければ、児童虐待をめぐる事態は改善しない。

わが国から児童虐待を根絶するためには、次の三つの施策が必須である。

1 児童相談所の担当職員を大幅に増員し、教育委員会には児童虐待の専門家を置き、職員と教員の研修を強化するとともに、児童相談所と小中学校に警察官OBを非常勤の相談員として配置する。

児童相談所では、事案の急増に人員増が追いつかず、職員が対応しきれない状況にある。また、学校現場には児童虐待の専門家が配置されておらず、児童虐待に対する危機意識が希薄なうえに、児童を危機から救うノウハウと姿勢が欠けている。

厳しい財政事情と定員管理の中で児童相談所の人員を大幅に増やすことが難しいとすれば、児童養護施設などの現場で長年経験を積んできたベテランの職員OBを非常勤で再雇用する道を拡大することが現実的である。

また、学校現場に児童虐待の専門家を配置することも容易でないため、教育委員会に児童虐待の専門家を置いて、各学校に対する指導を強化し、対応に苦慮するケースについては個別に親身になって相談に乗りつつ、一緒に対応にあたる体制を整える必要がある。

居丈高に振る舞い、恫喝まがいに攻撃的な態度に出る加害者たる親に怯み、事を荒げたくないとの思いから、事なかれ主義的な対応をしてしまう職員や教員が後を絶たないのは、児童相談所の職員や学校の教員に対応力が欠けているからである。職員や教員に対する研修が不十分で、関係者や来訪者への応対方法については指導や訓練がほとんど実施されてこなかったのではないか。

児童虐待は一步間違えば、傷害事件や殺人事件などの重大犯罪につながりかねない深刻

な事案である。このため、実地訓練を強化するとともに、学校、教育委員会、児童相談所、警察署など関係機関の間の情報の交換と連携を一層密にし、児童相談所や学校に警察官OBを非常勤の相談員として配置し、職員や教員が手こずりそうな事案については警察官OBとよく打ち合わせを行ってから対応することや、場合によっては対応する場に同席してもらうことによって、担当の職員や教員が脅しに屈しないようにする必要がある。

また、虐待している親からの裁判に訴えるとの脅しに屈しないためには、スクールロイヤーや児童虐待に詳しい弁護士に随時相談し、あるいは同席してもらう仕組みをつくっておく必要がある。

2 児童虐待を行った両親ともども家族ぐるみでケアする施設と仕組みを整備する。

児童虐待は児童の側に非があって起こることはまず考えられない。その原因は通常虐待を行う親の側にある。しかも虐待を行う親自らが悲惨な状況の中で育ったという不遇な過去を持つ身である場合が少なくなく、心身の障害を持っているなどハンディキャップを抱えていて、誰にも相談できずに孤立無援の状況に置かれている場合が多い。

先の児童福祉法の改正でなお見過ごされている点があるとすれば、それは社会的に養護すべき対象は虐待を受けている児童だけでなく、虐待を繰り返している親をいかにケアし、誤った子どもの躰に対する考え方を改めさせるかという点である。親に対する手立てを何も講じないまま、二度と虐待を繰り返さないとの保証がないにもかかわらず、しばらく様子を見てもう大丈夫だと親元に児童を帰すことは、あまりにも無責任な対応だと言わざるを得ない。このようなことを続けていたのでは、いつまでたっても今回のような痛ましい事件は根絶されず、同様の事案が繰り返されるだけである。

暴力をふるう父親から母と子を守る「母子生活支援施設」は日本にもある（現在 232 ヶ所）が、フィンランドの「ファミリーリハビリセンター」のような、両親と子どもと一緒に家族ぐるみで面倒を見ながら、健全な家族関係が維持できるように支え、指導していく加害者に重点を置いた仕組みはわが国にはない。今回の痛ましい事件を契機に、早急に同様の施設を全国的に整備し、親を悔悛させるだけの力量がある指導者を育成して、実効が上がるケアを実施すべきである。

しかし、半年から一年程度家族ぐるみでケアする措置を講じても、一向に親の側に心と態度が改まる気配が見えない場合には、被害者である児童を親の元から引き離して里親に預け、それでも足りないときには養子縁組や特別養子縁組を結ぶ必要がある。

3 早い段階で児童虐待を察知する体制を整備する。

近年、統計にカウントされる児童虐待件数が急増している背景には、警察や近隣社会からの通報が増えていることも寄与していると言われており、以前に比べこの面ではかなり

の進展がみられる。しかし、今回の事案では児童本人がＳＯＳを発しているにもかかわらず事の重大さを認識せず、その後の対応を誤ったことが死亡事件につながったと考えられる。社会の広範なところからより一層早急かつ適確に情報を収集する体制を整備するとともに、寄せられた情報に基づいて事実関係を確認し、対応に遺漏のないようにする必要がある。

そのためには、さまざまなケースや対応事例を踏まえてマニュアルを整備し、実施した手順を逐一記録しながら、虐待をやめさせ、児童を保護し、両親を改悛させるための作業を適確に行うことが求められる。

「児童虐待に関する検討メンバー

| | |
|------------|-------------|
| 江利川 毅 | 医療科学研究所理事長 |
| 梶田 信一郎 | 自治総合センター理事長 |
| 工藤 裕子 | 中央大学法学部教授 |
| 神野 直彦 | 東京大学名誉教授 |
| 橋本 昌 | 前茨城県知事 |
| 原田 豊彦 | 元日本放送協会理事 |
| 増原 義剛 | 元衆議院議員 |
| 松本 博 | (株)松本代表取締役 |
| 宮崎 達彦 | 弁護士 |
| (座長) 森元 恒雄 | 元参議院議員 |
| 渡壁 誠 | 日本電気(株)常務理事 |